

別紙1 申請人が求める公害防止協定について

1 環境配慮条項の目的

(1) 被申請人は、申請人が経営する宿泊施設が、大鹿村の豊かな自然、静謐な環境、季節折々の地元食材を求めて来訪する観光客者に依拠していることに鑑み、以下のとおり、環境保全のための対策を講じるものとする。

(2) 本条項で想定されている対象は、環境アセスメントに掲載されている、上蔵非常口及びヤード、本件土地の環境保全に関する以下の事項とする。

- ① 騒音・振動対策
予想される騒音・振動の程度、騒音・振動対策の内容
- ② 大気質対策
大気質の測定について・大気質対策の内容
- ③ 粉じん・残土の飛散防止対策
積み込み場所での洗浄計画・排水の処理について
ほろがけの方法について
- ④ その他 本条(1)に照らして環境保全上必要と認められる事項

2 検証委員会の設置

(1) 申請人と被申請人は、前条の環境保護対策について検討するため、検証委員会(以下「委員会」という)を設ける。

(2) 委員会は次に掲げる役割を負う

- 一 前条に定める環境保護対策の策定
- 一 協定書締結前のヤード内の見学、検証
- 二 被申請人らによって開催される説明会などの傍聴と検証及び評価
- 三 環境保護対策の把握と評価、再契約時の協定書の見直し、また被申請人によって行なわれる工事のモニタリングの実施
- 四 申請人と被申請人は、1年ごとに委員会を開き、本件工事が本協定書の目的に適った内容かを協議し、必要であれば条項更新などを提案する。

(3) 申請人及び村内外の有識者5名以内で構成し、委員は申請人が指名する。申請人が必要とする人物を他に3名まで指名する事ができる。

(4) 申請人が本件用地に係る疑問や問題、損害が生じた場合、申請人は委員を招集し村同伴のもと検証機会を被申請人らに求める事ができる。被申請人はそれに応じる義務を負い、求められた情報を開示する。また被申請人は委員の招集経費を負担する。

- 一 招集経費は、委員1名あたり日当10,000円、旅費及び滞在費を指す。
- 二 申請人は領収書をもって被申請人に報告し、被申請人は月末限り、申請人へ支払う。

(5) 申請人及び委員会が知り得た情報を第三者に公開することを被申請人らは妨げることはできない。

3 迂回ルート利用目的の限定

被申請人は、本件土地を本件工事によって排出される残土を運搬するためにのみに利用し、それ以外の目的で利用する事を禁じる。

4 本件用地の運用開始における条件

被申請人は、以下の各号を申請人に報告し承諾を得る義務を負う

- 一 迂回ルートの全線開通
- 二 本残土置き場の確定

5 利用計画書等の提出

(1) 被申請人は、申請人及び委員会に対し、上蔵非常坑口ヤード内の見学を実施し、本件土地の利用計画書並びに周辺の環境保護対策計画書、走行計画書を提出し、申請人の了承を得なければならない。

(2) 「利用計画書」とは、迂回ルートの本件土地の設計系図。

(3) 「走行計画書」とは残土運搬車両及び資機材運搬車料の通行台数の通行する時間帯・通行台数を年度ごと月割りの台数で提出

(4) 被申請人らは、本契約の期間満了に備えて新たに賃貸借契約を締結する際、前項に定める利用計画、及び環境保護対策計画、走行計画の遵守状況を報告し、新たな利用計画・環境保護対策計画を、申請人と被申請人ら間で検討・協議する機会を設けなければならない。

なお、申請人及び村民の日常的なモニタリングのデータを被申請人は確認し、利用計画などに反映するものとする。

6 違反行為の調査

被申請人に本協定で定めた事項につき、違反が疑われるような場合、申請人は委員会を招集し、被申請人らに説明と同行検証を求める事ができ、被申請人はそれに応じるものとする。

7 通過可能台数

被申請人が契約期間中、本件土地を走行させることができる車両の台数は、1日あたり最大資機材 200 台、発生土 ~~300~~³⁰⁰ 台 (のべ ~~400~~⁴⁰⁰ 台) を上限とし、被申請人は、工事車両の運行台数低減、工事車両の運行計画への配慮に努める。

8 本件土地の利用時間

被申請人の工事車両が大鹿村村内を通過することができる時間は、次項で定めた日をのぞく平日の午前10時から午後3時までとする。

9 工事予定表の提出・繁忙期の通行の禁止

被申請人は工事予定を記入した工事予定表を3ヶ月ごとに作成し、申請人に提出する。申請人は、特に配慮すべき日があるときは、その1ヶ月前までに被申請人に申し出ることとし、被申請人は作業内容や工事用車両の運行台数、運行時間等について、申請人及び大鹿村の観光業に支障が生じないよう、特段の事情がない限り、その要望に応じるものとする。

ただし、土日、祝祭日、及び下記の日程については、構内作業のみとし、本件土地を大型工事車両は通行しないものとする。

- ① 4月29日から5月5日まで（いわゆるゴールデンウィーク）
- ② 8月13日から同月15日まで（いわゆるお盆休み）
- ③ 9月第3週の連休（いわゆるシルバーウィーク）
- ④ 12月30日から1月4日（年末年始）

10 工事用車両等の速度制限等と発生土・排水の拡散防止対策

- (1) 大鹿村内を走行する運搬車両の速度は、30km/時とするものとする。
- (2) 被申請人が発生土を運搬する際には、積荷の落下・散乱防止のため、幌を3方向からかぶせ固定するものとする。
- (3) 被申請人らは、残土運搬車両のタイヤと下部を洗浄する施設を小渋川非常口ヤード出口付近に設ける。
- (4) 被申請人は、過積載を予防する目的で出口に重量計を設置する。
- (5) 本条第1項から第4項までに定める事項は申請人及び大鹿村リニア連絡協議会に報告するものとする。
- (6) 前項までの事項が遵守されているかを確認するため、被申請人らは、申請人及び検証委員が掘削現場や本件土地を視察することを妨げてはならない。
- (7) 防止対策に関しては、被申請人のみでなく、建設工事に携わる全事業者を対象とすること。

以上